

後期高齢者医療制度 に関するお知らせ

令和4年(2022年)10月1日から
一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の
医療費の窓口負担割合が変わります。

詳しくは中面をご覧ください

お知らせについてのお願い

今回の制度改正に伴う、被保険者ごとの負担割合は、令和4年8月頃に福井県後期高齢者医療広域連合で電算処理をして判定をしますので、それまでは個別にお問い合わせをいただいてもお答えできません。

- ・ 制度改正の概要については、3頁をご覧ください。
- ・ 見直しの背景については、4頁をご覧ください。
- ・ 令和4年10月1日以降の窓口負担割合を判定する考え方については、5頁のフロー図を参考にご確認ください。
制度改正施行日以降の窓口負担割合は、令和3年の所得等により判定を行うため、令和4年6月頃にお住いの市町より送付される市(町)民税・県民税納税通知書を確認のうえ、フロー図を確認ください。
(※市(町)民税非課税世帯に、通知書は送付されません。)
- ・ 今回の制度改正に伴う配慮措置については、6頁をご覧ください。
- ・ この制度改正の対象は、後期高齢者医療広域連合の被保険者のみであり、国民健康保険や協会けんぽ等の被保険者の方は含まれておりません。

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

福井県後期高齢者医療広域連合(0776-54-6330) または お住いの市町の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。

ただし、具体的な負担割合については、福井県後期高齢者医療広域連合で令和4年8月頃に電算処理をして判定をしますので、それまではお問い合わせいただいてもお答えできません。


今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、

後期高齢者窓口負担割合コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

令和4年（2022年）10月1日から、一定以上の所得のある被保険者および同じ世帯の被保険者は、医療費の窓口負担が1割から2割に変わります。

- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。
- 窓口負担割合を判定するフロー図（流れ）を5頁に掲載しています。
- 住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担で変わりません。
- 現役並みの所得のある被保険者および同じ世帯の被保険者の方の窓口負担は3割で変わりません。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者 および同じ世帯 の被保険者	3割	現役並み所得者 および同じ世帯 の被保険者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方 および同じ世帯の被保険者	2割
		一般所得者等	1割

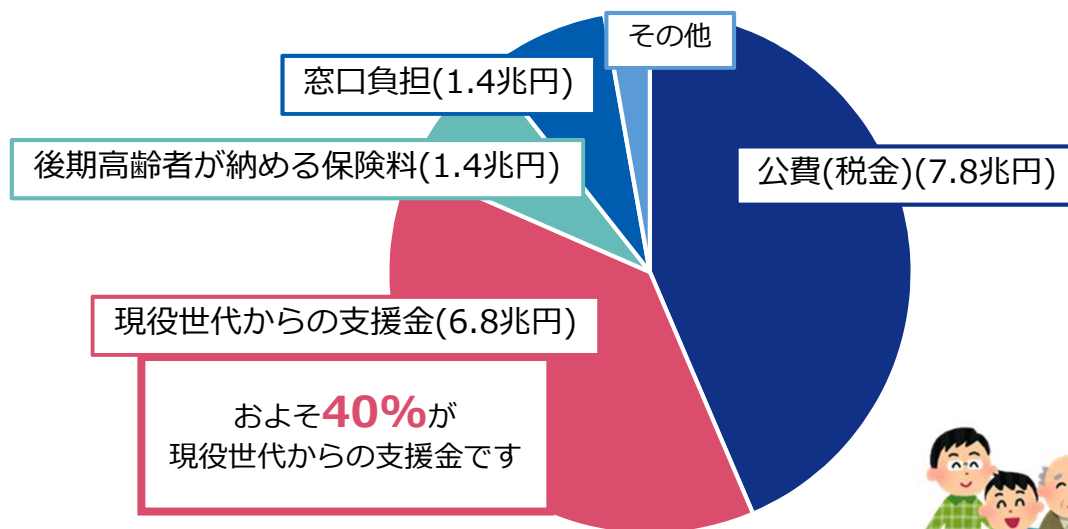


被保険者全体の約20%

見直しの背景

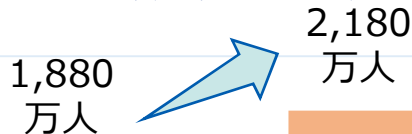
- 令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除く約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

後期高齢者の医療費の財源内訳(総額約18兆円)※令和3年度予算ベース



約300万人増加

75歳以上人口の増加



現役世代からの支援金の増加



令和3年度

令和7年度

令和3年度

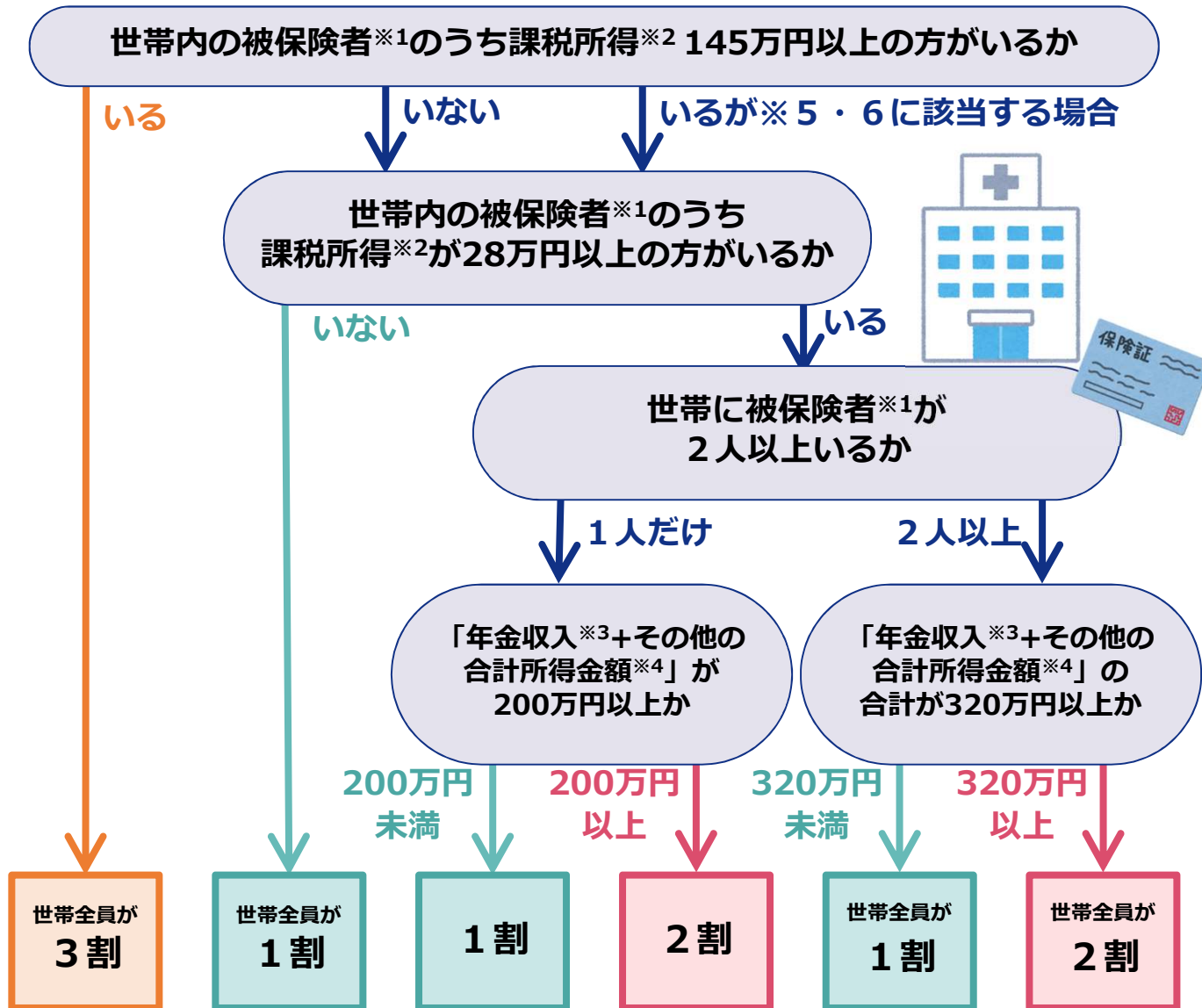
令和7年度

令和4年10月1日以降の窓口負担割合は 主に以下の流れで判定します

- 窓口負担割合は、被保険者※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。

(令和3年の所得等をもとに、令和4年8月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります。)

各自の課税所得や年金収入は、令和4年の6月頃にお住いの市町から送付される市(町)民税・県民税納税通知書でご確認ください。)*市(町)民税非課税世帯に、通知書は送付されません。



※1 後期高齢者医療の「被保険者」とは75歳以上の方及び65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方です。

※2 「課税所得」とは市(町)民税・県民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。なお、同一世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の控除対象者がいるときは、その人数に一定額(16歳未満33万円、

16歳以上19歳未満12万円)を乗じた額を世帯主である被保険者の市(町)民税課税所得から控除します。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額です。

※5 次に掲げる方は基準収入額適用申請をすることにより3割負担ではない判定となります。

・被保険者1人の場合、当該被保険者の令和3年の収入額が383万円未満

・被保険者が2人以上の場合、同一世帯内の被保険者の令和3年の収入額の合計が520万円未満

・同じ世帯に70～74歳の方がいる場合は、当該被保険者と70～74歳の方との収入額の合計が520万円未満

※6 昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者及び同一世帯内の被保険者の旧ただし書き所得(令和3年の総所得金額等から市(町)民税の基礎控除を差し引いた額)の合計が210万円以下の場合には3割負担ではない判定となります。

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行から3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。
そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。

- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日支給します。



【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の入院以外の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月5,000円の負担増を3,000円に抑制するための差額を高額療養費として支給します

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

福井県後期高齢者医療広域連合(0776-54-6330)またはお住いの市町の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。

ただし、具体的な負担割合については、福井県後期高齢者医療広域連合で令和4年8月頃に電算処理をして判定をします。それまではお問い合わせいただいてもお答えできません。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
後期高齢者窓口負担割合コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には 令和4年9月頃に福井県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは **絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。
※ガイダンス入力で下記番号に繋がります。
福井県消費生活センター(0776-22-1102)、
福井県嶺南消費生活センター(0770-52-7830)



書類は必ず
郵送でお届けします

